

あいち暮らししく

2013年
No.102

公正で持続可能な未来のために

消費者一人ひとりが主体的に考え、選択する『消費者市民社会』をめざそう！

消費者市民社会とは

「消費者が、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会」（消費者教育推進法第2条2項）

一人ひとりの消費者が、自分だけでなく周りの人々や、将来生まれる人々の状況、内外の社会経済状況や地球環境まで思いをはせて生活し、社会の発展と改善に積極的に参加する社会を意味します。

私たちの日々の“消費”が、他者や社会に与える影響を自覚して行動する、それが消費者市民です。

消費者市民に求められる行動とは

例えば…



環境・人・社会に「やさしい商品」を選択する

- 原材料が環境にやさしいか。
- 生産や廃棄の際に大量の廃棄物が出ないか。
- 児童労働など不当な搾取が行われていないか。
- 地域経済に貢献する商品か。

買い過ぎない
無駄な買い物はしない

コンプライアンスに欠ける企業の商品は買わない

- 偽ブランド商品
 - 安全性が十分に確認できない商品 等
- 消費者被害や問題のある商品・サービスについて報告、相談をする

消費者市民の行動事例

社会への影響

環境・人・社会に「やさしい商品」の販売拡大

適正な供給

不公正な企業や商法の淘汰
企業姿勢や商品の改善

- 環境保護
- 公正な市場形成
- 地域の活性化

●資源の有効活用

- 安全・安心の確保
- 被害拡大防止

公正で持続可能な社会

一人ひとりの消費行動が、公正で持続可能な社会につながっていきます。

まずは、できるところから始めましょう！

それが消費者が主役となる『消費者市民社会』への第一歩です。

次のページでは、環境・人・社会に「やさしい商品」の選択事例についてご紹介します。

愛知県

コピーOKです。
ご活用ください。

回覧

より多くの方にお読みいただき
ため、回覧にご協力ください。